



## 宍粟市地域公共交通会議委員名簿

### ■委員

	所 属	役 職	氏 名	備考
	宍粟市	宍粟市副市長	中 村 司	
	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	石 澤 吉 正	
	住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	米 田 正 富	
	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	幸 福 定 利	
	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	前 田 善 則	
	住民代表	公募委員	前 田 純 恵	
	住民代表	公募委員	下 川 秀 美	
	住民代表	公募委員	板 東 敏 子	
	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	大 杉 史 郎	
	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局長	春 名 章 宏	
	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒 山 真 也	
	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	池 田 広 幸	
	バス事業者代表	(株)ウエスト神姫業務部部長	村 上 正 弘	
	バス事業者団体代表	社団法人兵庫県バス協会専務理事	水 田 節 男	
	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出 雲 聖 士	
	労働団体代表	(株)ウエスト神姫労働組合執行委員長	富 加 見 紀 彦	
	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	難 波 啓 祐	
	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	藤 田 郁 生	
	公安委員会	宍粟警察署交通課長	澤 聰	
	神戸運輸監理部	兵庫陸運部 首席運輸企画専門官	岩 野 住 之	
	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	木 村 圭 祐	



## 宍粟市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
まちづくり推進部	部長	津 村 裕 二	
まちづくり推進部	次長	樽 本 勝 弘	
まちづくり推進部 市民協働課	課長	小 河 秀 義	
まちづくり推進部 市民協働課	副課長	石 垣 統 久	
まちづくり推進部 市民協働課	係長	福 田 和 也	
まちづくり推進部 市民協働課	主査	小 倉 三 枝	
まちづくり推進部 市民協働課	主事	田 渕 誠 人	
健康福祉部 障害福祉課	主査	平 瀬 弘 生	
一宮市民局 まちづくり推進課	主査	菟 場 裕 子	
波賀市民局 まちづくり推進課	主事	山 下 祐 典	
千種市民局 まちづくり推進課	主査	中 井 志 文	

### ■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備 考
(株)ウエスト神姫山崎営業所	所長	福 本 良 一	
兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課	副課長	三 宅 豊 文	

## 宍粟市地域公共交通会議規約

### (目的)

第1条 少子高齢化の進行により地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取または協議することを目的とする。

### (設置)

第2条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、宍粟市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

### (事務所)

第3条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

### (所掌事務)

第4条 交通会議は、次に掲げる事項に基づく意見聴取または協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること
- (2) 公共交通再編計画に関する意見聴取
- (3) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (4) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (5) 過疎地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (6) 連携計画の変更協議に関すること
- (7) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (8) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (9) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること
- (10) 前9号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第5条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(役員)

第6条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前6項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議

に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

報告(1)

「路線バス運行開始 100 周年次世代につなぐ路線バス」事業について

ラッピングバスの披露:平成 31 年 3 月 2 日、神姫バス山崎待合所にて(広報3月号参照)

※未来のバス絵画コンクールの応募作品がデザインされた記念バス



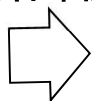
# 1日乗車券で 市内をバスで巡ろう

## 少人数でのバス体験乗車で**1日乗車券をプレゼント!**

### 事前に申請

行き先や行程など  
計画を提出します  
※実施2週間前までに

内容確認

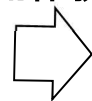


### 1日乗車券

### プレゼント!

※発行には条件があります。  
注意事項を確認ください。

利用体験



### 事後に報告

ご意見ご感想など利用  
報告をお願いします  
※実施後2週間以内に



### 注意事項

- 申請には以下の条件を満たしている必要があります。
  - 概ね5名以内の利用であること
  - 小型バスに乗車したことがない方が含まれていること
  - この体験乗車を初めて利用される方が半数以上であること
  - 行程のいずれかで小型バスに乗車すること
- 同自治会の利用は年2回までとします。
- 運行状況や乗車定員オーバーにより予定日の変更をお願いする場合があります。
- 体験利用後は、必ず報告書の提出をお願いします。利用して感じたご意見ご感想をお聞かせください。

【お問合せ先】

宍粟市役所まちづくり推進部市民協働課  
TEL 63-3123 FAX 63-3064



路線見直しの概要及び路線（小型）バスの利用実績について

<市外連絡路線>

現行
4 路線

再編後
4 路線

<市内完結路線>

現行	
1	戸原線
2	城下線
3	河東線
4	梯河東線
5	与位河東線
6	蔦沢線
7	大谷線
8	土万線
9	塩田線
10	染河内川西線
11	下三方線
12	河原田線
14	小原溝谷線
15	公文線
13	千町線
16	黒原線
17	谷今市線
18	音水線
19	水谷線
20	飯見線
21	鷹巣線
22	内海線
23	奥西山線
24	七野線

軽微変更

路線統合

軽微変更

軽微変更

軽微変更

軽微変更

軽微変更

路線統合

軽微変更

軽微変更

路線統合

路線統合

路線統合

路線統合

再編後	
1	戸原線
2	城下線
3	梯河東線
4	与位河東線
5	蔦沢線
6	大谷線
7	土万線
8	塩田線
9	染河内川西線
10	下三方線
11	河原田線
12	公文線
13	千町線
14	黒原線
15	谷今市線
16	戸倉線（音水経由）
17	水谷線
18	戸倉線（飯見経由）
19	鷹巣線
20	奥西山七野線

### 小型バス(市内完結路線)利用状況

平成30年4月						平成31年4月						累計(H30.10~H31.4)				
	運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数	利用者数	運行日数	運行便数	1便あたりの利用者数	
戸原線	月～金	8	261	168	1.55	戸原線	月～金	8	297	176	1.69	2,013	149	1,192	1.69	
城下線	月～金	8	130	168	0.77	城下線	月～金	8	182	176	1.03	1,069	149	1,192	0.90	
河東線	月～金	8	244	168	1.45	梯河東線・与位河東線に再編						2,355	251	1,760	1.34	
梯河東線	火・金	6	4	48	0.08	梯河東線	火・金	6	49	54	0.91					※
与位河東線	月・水	6	54	54	1.00	与位河東線	月・水・木	6	310	78	3.97					
蔦沢線	月～金	10	662	210	3.15	蔦沢線	月～金	10	792	220	3.60	4,700	149	1,490	3.15	
大谷線	月・水	6	54	54	1.00	大谷線	月・水	6	47	54	0.87	299	60	360	0.83	
土万線	月～金	8	516	168	3.07	土万線	月～金	8	480	176	2.73	3,579	149	1,192	3.00	
塩田線	月・水	6	62	54	1.15	塩田線	月・水	6	89	54	1.65	462	60	360	1.28	
染河内川西線	月～金	6	153	126	1.21	染河内川西線	月～金	6	181	132	1.37	1,405	149	984	1.43	
下三方線	火・金	6	16	48	0.33	下三方線	火・金	6	42	54	0.78	280	60	360	0.78	
河原田線	月・木	6	0	54	0.00	河原田線	火・金	6	9	54	0.17	12	60	360	0.03	
公文線	火・金	6	1	48	0.02	公文線	月・水	6	0	54	0.00	82	75	450	0.18	
小原溝谷線	水	6	8	24	0.33											※
千町線	月・木	6	3	54	0.06	千町線	月・水	6	0	54	0.00	6	60	360	0.02	
黒原線	火・金	6	16	48	0.33	黒原線	火・金	6	5	54	0.09	70	60	360	0.19	
谷今市線	月・水	6	19	54	0.35	谷今市線	火・木	6	11	54	0.20	62	60	360	0.17	
水谷線	月・水	6	37	54	0.69	水谷線	月・水・金	6	39	78	0.50	252	64	384	0.66	
飯見線	火・金	6	18	48	0.38	戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	28	52	0.54	183	64	358	0.51	
音水線	木	6	2	24	0.08	戸倉線 (音水経由)	火・木	4	12	36	0.33	19	34	186	0.10	
鷹巣線	月・水	3	53	27	1.96	鷹巣線	月～水・金	6	25	108	0.23	359	120	567	0.63	
内海線	火・金	6	7	48	0.15											※
奥西山線	月・水	6	13	54	0.24	奥西山七野線	月～水・金	4	5	72	0.07	93	120	684	0.14	
七野線	火・金	6	2	48	0.04											※
合計			2,335	1,851	1.26	合計			2,603	1,790	1.45	14,697	1,618	11,169	1.32	

※ 河東線、梯河東線、与位河東線の累計については、平成31年4月再編により新路線単独での集計ができないため、三路線の合算数値  
新路線の公文線、鷹巣線、奥西山七野線の累計については、再編前の各路線の合算数値

### 小型バス(市内完結路線)利用状況

平成30年5月						令和元年5月						累計(H30.10~R1.5)			
	運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数	利用者数	運行日数	運行便数	1便あたりの利用者数
戸原線	月~金	8	310	184	1.68	戸原線	月~金	8	303	184	1.65	2,316	172	1,376	1.68
城下線	月~金	8	166	184	0.90	城下線	月~金	8	172	184	0.93	1,241	172	1,376	0.90
河東線	月~金	8	295	184	1.60	梯河東線・与位河東線に再編						2,630	274	1,898	1.39
梯河東線	火・金	6	10	54	0.19	梯河東線	火・金	6	104	54	1.93				
与位河東線	月・水	6	58	54	1.07	与位河東線	月・水・木	6	171	84	2.04				
鳶沢線	月~金	10	697	230	3.03	鳶沢線	月~金	10	774	230	3.37	5,474	172	1,720	3.18
大谷線	月・水	6	50	54	0.93	大谷線	月・水	6	41	54	0.76	340	69	414	0.82
土万線	月~金	8	543	184	2.95	土万線	月~金	8	442	184	2.40	4,021	172	1,376	2.92
塩田線	月・水	6	71	54	1.31	塩田線	月・水	6	59	54	1.09	521	69	414	1.26
染河内川西線	月~金	6	166	138	1.20	染河内川西線	月~金	6	208	138	1.51	1,613	172	1,122	1.44
下三方線	火・金	6	25	54	0.46	下三方線	火・金	6	49	54	0.91	329	69	414	0.79
河原田線	月・木	6	1	54	0.02	河原田線	火・金	6	0	54	0.00	12	69	414	0.03
公文線	火・金	6	7	54	0.13	公文線	月・水	6	0	54	0.00	82	84	504	0.16
小原溝谷線	水	6	0	30	0.00										
千町線	月・木	6	2	54	0.04	千町線	月・水	6	0	54	0.00	6	69	414	0.01
黒原線	火・金	6	13	54	0.24	黒原線	火・金	6	3	54	0.06	73	69	414	0.18
谷今市線	月・水	6	17	54	0.31	谷今市線	火・木	6	6	54	0.11	68	69	414	0.16
水谷線	月・水	6	34	54	0.63	水谷線	月・水・金	6	47	84	0.56	299	78	468	0.64
飯見線	火・金	6	14	54	0.26	戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	36	56	0.64	219	78	414	0.53
音水線	木	6	7	30	0.23	戸倉線 (音水経由)	火・木	4	11	36	0.31	30	43	222	0.14
鷹巣線	月・水	3	50	27	1.85	鷹巣線	月~水・金	6	33	108	0.31	392	138	675	0.58
内海線	火・金	6	6	54	0.11										
奥西山線	月・水	6	8	54	0.15	奥西山七野線	月~水・金	4	5	72	0.07	98	138	756	0.13
七野線	火・金	6	2	54	0.04										
合計			2,552	2,001	1.28	合計			2,464	1,846	1.33	17,161	1,901	13,015	1.32

※ 河東線、梯河東線、与位河東線の累計については、平成31年4月再編により新路線単独での集計ができないため、三路線の合算数値  
新路線の公文線、鷹巣線、奥西山七野線の累計については、再編前の各路線の合算数値

## 議案（１）

### 令和２年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

1. 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）
  - ・次頁計画書のとおり

フィーダーバスとは

交通網において、幹線と接続して支線の役割をもって運行される路線バス、ないしその路線をいう。

地域内フィーダー系統確保維持計画とは

国庫補助の地域公共交通確保維持改善事業費補助金のメニューである地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けようとするものが、補助路線であることを認めてもらうために事業認定申請の際に提出する計画

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

宍 粟 市 第 216 号  
令和元年 6 月 25 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宍粟市  
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6  
代表者氏名 市長 福元 晶三 印

令和 2 年度 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

# 地域内フィーダー系統確保維持計画

令和元年6月25日

宍粟市地域公共交通会議 会長 中村 司

<b>生活交通確保維持改善計画の名称</b>
宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
市域が広大で鉄軌道が無い宍粟市の公共交通においては、民間による路線バスが、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。 市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らせること、元気な高齢者の方が利用できること、また、通勤通学者がマイカー以外の環境にやさしい移動手段として利用できること、さらに市外から観光に訪れる方の移動手段としての利用を目的として本計画を策定します。
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
路線維持の考え方を次のとおりとする。 市外連絡路線（幹線） 平均乗車密度 2人以上の利用者数 市内完結路線（支線） 1便あたりの利用者数 1.5人以上の利用者数 （宍粟市公共交通再編計画 P23 参照）
<b>(2) 事業の効果</b>
①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保 ②交通空白地域の解消 ③通勤・通学手段の確保 ④定額運賃による利便性の向上 ⑤民間バス路線との連携によるネットワークの構築
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（運行事業者）・市内全戸配布（市） ・利用を促進するため、体験乗車をしようとする自治会に対し、1日乗車券を交付する体験乗車推進事業を実施（市） ・沿線の学校等でモビリティマネジメントを実施（運行事業者、市）

<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>			
(1) 運行系統の概要			
路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線 (幹線)	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線 (支線)	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日3～4往復 週1日～週5日 定期運行 ※土日運休	小型車両
(2) 運賃 200円			
(3) 運行予定者 株式会社ウエスト神姫 詳細は表1のとおり			
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>			
市から運行事業者へ、運行経費と運行等収入の差額を支援している			
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>			
(株)ウエスト神姫			
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b> <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>			
該当なし			
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>			
該当なし			
<b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>			
該当なし			
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>			
該当なし			
<b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b> <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>			
該当なし			
<b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b> <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり			

13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年6月28日（H29第1回）利用促進のための特殊運賃の協議</li> <li>・平成29年8月30日（H29第2回）計画内容、事業内容（フリー降車制）について協議</li> <li>・平成30年1月25日（H29第3回）事業評価の協議</li> <li>・平成30年2月28日（H29第4回）路線の見直し等の協議</li> <li>・平成30年6月21日（H30第1回）フィーダー計画の内容協議</li> <li>・平成30年8月2日（H30第2回）通学利用に合わせたダイヤ改正の協議</li> <li>・平成30年11月21日（H30第3回）交通網再編に係る経過報告</li> <li>・平成31年1月25日（H30第4回）交通網再編の協議</li> <li>・平成31年2月15日（H30第5回）利用促進のための特殊運賃の協議</li> <li>・令和元年6月14日（R1第1回）フィーダー計画の内容協議</li> </ul>
18. 利用者等の意見の反映状況
<p>会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。</p> <p>また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員へのアンケート調査を実施し見直しの参考にしている。</p>



19. 協議会メンバーの構成員	
住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会 公募委員
学識経験者	兵庫県立大学 教授
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウエスト神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(所 属) 宍粟市役所まちづくり推進部

市民協働課

(氏 名) 田淵 誠人

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) shiminkyodo-ka@city.shiso.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
宍粟市	(株)ウエスト神姫	(1) 山崎～皆木～エーガイヤ ちくさ	山崎	皆木・齊木	エーガイヤちくさ	往37.6Km 復37.6Km	363 日	2040.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(2) 市役所前～山崎～下 宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往12.1Km 復12.1Km	255 日	1020 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(3) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往12.5Km 復12.5Km	255 日	1020 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(4) はりま一宮小学校前～ 福知溪谷	はりま一宮小学校前	深河谷越所前・福知公民館前	福知溪谷	往14.9Km 復14.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲里の停留所と接続	③
		(5)-1 JAハリマみかた営業部 ～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・小原1	JAハリマみかた営業部	往27.9Km 復27.9Km (循環系統)	79 日	237 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(5)-2 JAハリマみかた営業部 ～川上神社口～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往16.6Km 復16.6Km (循環系統)	24 日	72 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部 ～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	釜河内集会所前・高野橋・三方	まほろばの湯	往9.1Km 復9.1Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部 ～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・黒木集会所前	千町終点	往11.9Km 復11.9Km	103 日	309 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部 ～子安地藏前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上岸田・黒原話所前	子安地藏前	往11.8Km 復11.8Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(9) 皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往7.9Km 復7.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(10) メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民島・水谷公民館前	皆木	往7.0Km 復7.0Km	153 日	459 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(11) 皆木～飯見詰所北 ～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往3.8Km 復3.8Km (循環系統)	153 日	306 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで皆木の停留所と接続	③
		(12)-1 エーガイヤちくさ ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下履集・戸倉・早田	内海口	往16.5Km 復16.5Km	157 日	471 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③
		(12)-2 エーガイヤちくさ ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下履集・戸倉	土井	往11.7Km 復11.7Km	48 日	144 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③
		(13)-1 エーガイヤちくさ ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往8.7Km 復8.7Km	157 日	314 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③
		(13)-2 エーガイヤちくさ ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往8.3Km 復8.3Km	48 日	96 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
宍粟市	(株)ウエスト神姫	(1) 山崎～皆木～エーガイヤ ちくさ	山崎	皆木・齊木 エーガイヤちくさ		往37.6Km 復37.6Km	362 日	2060.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③	
		(2) 市役所前～山崎～下 宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往12.1Km 復12.1Km	257 日	1028 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③	
		(3) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金 谷自治会館 前・国見の森	下比地		往12.5Km 復12.5Km	257 日	1028 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③
		(4) はりま一宮小学校前～ 福知溪谷	はりま 一宮小 学校前	深河谷越所 前・福知公民 館前	福知溪谷		往14.9Km 復14.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲 里の停留所と接続	③
		(5)-1 JAハリマみかた営業 部～小原～JAハリマみ かた営業部	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・東公文公 民館前・小原 1	JAハリマ みかた 営業部		往27.9Km 復27.9Km (循環系統)	78 日	234 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(5)-2 JAハリマみかた営業 部～川上神社口～JAハ リマみかた営業部	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・東公文公 民館前・川上 神社口	JAハリマ みかた 営業部		往16.6Km 復16.6Km (循環系統)	25 日	75 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部 ～まほろばの湯	JAハリマ みかた 営業部	釜河内集 会前・高野 橋・三方	まほろばの 湯		往9.1Km 復9.1Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部 ～千町終点	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・黒木集 会前	千町終点		往11.9Km 復11.9Km	103 日	309 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部 ～子安地藏前	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・上岸田 ・黒原話所前	子安地藏前		往11.8Km 復11.8Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(9) 皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉 センター・今 市・谷公民館 前	上垣内		往7.9Km 復7.9Km	104 日	312 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークで安賀の停留 所と接続	③
		(10) メイプル福祉セン ター～皆木	メイプル 福祉セン ター	波賀市民島・ 水谷公民館 前	皆木		往7.0Km 復7.0Km	153 日	459 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークで安賀の停留 所と接続	③
		(11) 皆木～飯見詰所北 ～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木		往3.8Km 復3.8Km (循環系統)	153 日	306 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークで皆木の停留 所と接続	③
		(12)-1 エーガイヤちくさ ～内海口	エーガイ ヤちくさ	寺畑・下履 果・戸倉・早 田	内海口		往16.5Km 復16.5Km	155 日	465 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③
		(12)-2 エーガイヤちくさ ～土井	エーガイ ヤちくさ	寺畑・下履 果・戸倉	土井		往11.7Km 復11.7Km	50 日	150 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③
		(13)-1 エーガイヤちくさ ～倉谷	エーガイ ヤちくさ	千種・西山・ 土井・室公民 館前	倉谷		往8.7Km 復8.7Km	155 日	310 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③
		(13)-2 エーガイヤちくさ ～倉谷口	エーガイ ヤちくさ	千種・西山・ 土井・室公民 館前	倉谷口		往8.3Km 復8.3Km	50 日	100 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
宍粟市	(株)ウエスト神姫	(1) 山崎～皆木～エーガイヤ ちくさ	山崎	皆木・齊木 エーガイヤちくさ		往37.6Km 復37.6Km	362 日	2049.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③	
		(2) 市役所前～山崎～下 宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往12.1Km 復12.1Km	257 日	1028 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③	
		(3) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金 谷自治会館 前・国見の森	下比地		往12.5Km 復12.5Km	257 日	1028 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③
		(4) はりま一宮小学校前～ 福知溪谷	はりま 一宮小 学校前	深河谷越所 前・福知公民 館前	福知溪谷		往14.9Km 復14.9Km	104 日	312 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲 里の停留所と接続	③
		(5)-1 JAハリマみかた営業 部～小原～JAハリマみ かた営業部	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・東公文公 民館前・小原 1	JAハリマ みかた 営業部		往27.9Km 復27.9Km (循環系統)	77 日	231 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(5)-2 JAハリマみかた営業 部～川上神社口～JAハ リマみかた営業部	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・東公文公 民館前・川上 神社口	JAハリマ みかた 営業部		往16.6Km 復16.6Km (循環系統)	25 日	75 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部 ～まほろばの湯	JAハリマ みかた 営業部	釜河内集 会前・高野 橋・三方	まほろばの 湯		往9.1Km 復9.1Km	104 日	312 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部 ～千町終点	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・黒木集 会前	千町終点		往11.9Km 復11.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部 ～子安地藏前	JAハリマ みかた 営業部	まほろばの 湯・上岸田 ・黒原話所前	子安地藏前		往11.8Km 復11.8Km	104 日	312 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(9) 皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉 センター・今 市・谷公民館 前	上垣内		往7.9Km 復7.9Km	103 日	309 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークで安賀の停留 所と接続	③
		(10) メイプル福祉セン ター～皆木	メイプル 福祉セン ター	波賀市民島・ 水谷公民館 前	皆木		往7.0Km 復7.0Km	154 日	462 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークで安賀の停留 所と接続	③
		(11) 皆木～飯見詰所北 ～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木		往3.8Km 復3.8Km (循環系統)	154 日	308 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークで皆木の停留 所と接続	③
		(12)-1 エーガイヤちくさ ～内海口	エーガイ ヤちくさ	寺畑・下履 果・戸倉・早 田	内海口		往16.5Km 復16.5Km	156 日	468 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③
		(12)-2 エーガイヤちくさ ～土井	エーガイ ヤちくさ	寺畑・下履 果・戸倉	土井		往11.7Km 復11.7Km	50 日	150 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③
		(13)-1 エーガイヤちくさ ～倉谷	エーガイ ヤちくさ	千種・西山・ 土井・室公民 館前	倉谷		往8.7Km 復8.7Km	156 日	312 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③
		(13)-2 エーガイヤちくさ ～倉谷口	エーガイ ヤちくさ	千種・西山・ 土井・室公民 館前	倉谷口		往8.3Km 復8.3Km	50 日	100 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネット ワークのエーガイヤ ちくさの停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

## 運行計画

運行計画（運行系統、運行日、運行本数）

申請 番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	山崎～皆木～ エーガイヤ	山崎～皆木～エーガイヤ	毎日	平日 7.5 往復 土日祝 2 往復
2	戸原線	下宇原 1⇔市役所前	月～金	4 往復
3	城下線	下比地⇔山崎	月～金	4 往復
4	下三方線	福知溪谷⇔はりま一宮小学校前	火、金	3 往復
5-1 5-2	公文線	JA ハリマみかた営業部 ⇔JA ハリマみかた営業部	月、水	3 便
6	河原田線	まほろばの湯 ⇔JA ハリマみかた営業部	火、金	3 往復
7	千町線	千町終点⇔JA ハリマみかた営業部	月、水	3 往復
8	黒原線	子安地蔵前⇔JA ハリマみかた営業部	火、金	3 往復
9	谷今市線	上垣内⇔皆木	火、木	3 往復
10	水谷線	皆木⇔メイプル福祉センター	月、水、金	3 往復
11	戸倉線 (飯見経由)	皆木⇔皆木	月、水、金	2 便
12-1 12-2	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇔内海口 エーガイヤちくさ⇔土井	月、火 水、金	3 往復
13-1 13-2	奥西山七野線	倉谷⇔エーガイヤちくさ 倉谷口⇔エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復

※1 は 8/13～8/15、12/29～12/31 は土日祝ダイヤ、1/1～1/3 は運休

2～13-1,13-2 は土曜・日曜、8/13～8/15、12/30～1/3 は運休

5-1、5-2 は「川上神社口」から北が 12/15～3/15 の間運休

12-1、12-2 は「土井」～「内海口」間が 12/15～3/15 の間運休

13-1 は「倉谷口」～「倉谷」間が 12/15～3/15 の間運休

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宍粟市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,773
交通不便地域	37,773

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
23,108	旧山崎町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
8,101	旧一宮町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
3,704	旧波賀町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法
2,860	旧千種町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
37,773	37,773人×120円+200万円	6,532,000円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

# 地域内フィーダーシステムの配置イメージ

